

## 障害児支援作業部会報告書の骨子（案）

### 1. 報告書タイトル

「障害児支援のあり方と今後の方向性について（報告書）」

### 2. 報告書の位置づけ

障害児支援に係る事項を調査するために設置した作業部会における議論の概要と、本市における今後の障害児支援のあり方・方向性についてとりまとめ、報告書とする。

本報告書を仙台市障害者施策推進協議会に報告し、同協議会にて議論されている次期計画策定の資料として活用する。

### 3. 構成

報告書の構成としては、導入部となる「Ⅰ報告書の位置づけ」、障害児支援作業部会において議論した、検討テーマごとの「Ⅱ現状と課題」、提言の本文となる「Ⅲ今後の障害児支援の方向性（提言）」、および「Ⅳ参考資料」とする。

### 4. 骨子

#### Ⅰ 報告書の位置づけ

#### Ⅱ 現状と課題

##### 1. 重症心身障害児・医療的ケア児に対する支援

- (1) 社会資源の不足
- (2) 既存のサービスにおける課題
- (3) 介護者・家族への支援の不足

##### 2. ライフステージに応じた切れ目のない支援

- (1) アーチルにおける相談支援
- (2) 切れ目のない支援体制

##### 3. その他

#### Ⅲ 今後の障害児支援の方向性（提言）

##### 1. 障害児の育ちを地域全体で支える体制づくり

- (1) 障害の有無に関わらず「地域の子供」として育くむ意識の醸成
  - 障害の有無に関わらず、一人の「子供」として地域全体で育てていく意識啓発が求められる。そのため、学校でのインクルーシブ教育の推進や合理的配慮について、より一層の普及啓発をしていくことが必要。
  - 障害児や発達に不安を抱える子供本人を取り巻く、保護者やきょうだいを含む家族を包括的に支援する視点が求められる。
  - 身近な地域に、気軽に子育ての悩みや発達の不安を語り合える居場所づくりが望まれる。

- (2) 関係機関が相互に重なり合って支援する障害児支援体制の構築
- 地域にあるさまざまな資源が、それぞれが主体となって支援していくという共通認識のもとに中学校区単位などの身近な地域での顔の見える関係づくりを構築していくことが有効。また、支援の網目から漏れる子供や家族を生み出さないためにも、支援者が互いに重なり合う支援体制を構築することが必要。
  - 新たな資源を創るだけでなく、限られた予算・資源の中で各主体が協働して既存の社会資源や仕組みを有効活用していく視点が必要。
  - 行政内部では、子供・教育・福祉が部局を超えてつながり、「オール仙台」で取り組んでいくことが必要。
- (3) アーチルと児童発達支援センターの連携による地域支援体制の充実
- アーチルと児童発達支援センターが連携し、地域の保護者や保育所・幼稚園等からの相談に応じるとともに、地域療育のネットワークの重要な役割を担うことが期待される。
  - 発達支援が必要な保育所・幼稚園等の在籍児に対する児童発達支援センター等との併行通園を進め、早期療育や保護者支援に取り組むことが求められる。

## 2. 縦横の連携によるライフステージを通じた支援

- (1) 成長に応じて関わる支援機関の円滑なつなぎ（縦の連携）
- 支援をつなぐサポートファイルのあり方と、より広範囲かつ効果的に活用していくための方策について、関係機関で検討していくことが求められる。
  - 支援の節目となる就学時・進学時・卒業時における情報の適切な引継ぎを行う場・ツール・人などの仕組みを再点検し、縦の連携をより強化していくことが必要。
  - 「穏やかな成人期」を迎えることを目標に、成人期の障害者への支援から見えてきた課題を、若年層のライフステージの各段階へ還元し共有していくことが必要。
- (2) 同時期に関わる支援機関のつながりの構築（横の連携）
- 学校とアーチルとの間で使用している連絡票をさらに活用するとともに、保育所・幼稚園、児童館等とアーチルとの情報共有のツールとしても導入することが望ましい。
  - これまで取り組んできたアーチルと教育局等との情報共有、支援のあり方などの議論に加えて、医療、保健、福祉、労働等の幅広い関係機関と緊密な連携を図り、地域の実情に応じた総合的な障害児(者)支援体制整備のための協議の場を設定する取り組みが求められる。

## 3. 重症心身障害児・医療的ケア児に対する支援の拡充

- (1) 社会資源の充実と協議の場の設定
- 重症心身障害児・医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス事業所やショートステイ事業所などの拡充が必要。
  - 重症心身障害児・医療的ケア児の支援に不可欠な、看護師の配置に向けた、より手厚い支援の検討が必要。
  - 支援体制の整備・強化に向け、重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場の設定が必要。

#### 4. 支援の質の向上につながる人材の育成

##### (1) 障害児支援に携わる関係者の支援力の向上

- 保育士や教員、障害福祉サービス事業所のスタッフ等の支援者に対する発達障害に関する研修等の充実により、地域全体での支援スキルの底上げが求められる。
- 療育や発達支援の専門職による、個別ケースへの支援を通じた保育所・幼稚園等、児童館、学校等への施設支援の拡充が求められる。
- 支援者同士が日頃からの関係性の中でお互いの強みを生かしながら助け合い、支え合える体制をつくるなど、支援者を支援する体制を構築することが必要。
- 大学や専門学校等の学生時代から、実習・ボランティア活動等を通じて障害児(者)に直接関わる機会を増やしていくような仕組みづくりが求められる。

#### IV 参考資料

- 作業部会委員からの主な意見／委員名簿／検討経過（日時・場所）
- 用語の説明